# 『盛土規制法』運用開始のお知らせ(香川県建築指導課 開発・盛土規制室)

- 〇令和5年5月に、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が施行され 香川県(高松市を含む)では、令和7年10月1日に県内全域を規制区域に指定し、 盛土規制法の運用を開始しました。
- ○特定の盛土等を新たに行う時には、その工事を行う前に許可又は届出が必要となります ので、ご注意ください。なお、盛土規制法は、建築基準法関係規定となっているため、 必要な許可を受けず不法に造成された敷地での建築確認はできません。

## 1 規制区域

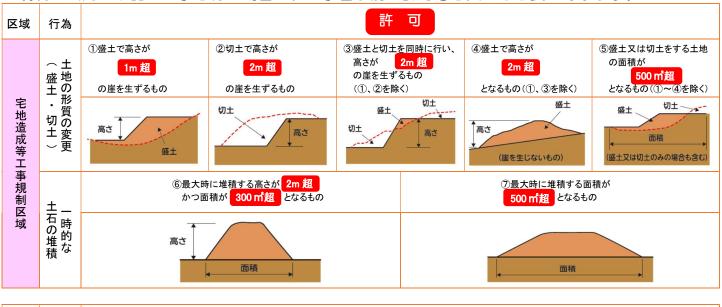
香川県及び高松市では、盛土規制法に基づく基礎調査の結果、全域を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に指定しました。規制区域図は裏面又は、県及び高松市のホームページ等でご確認ください。

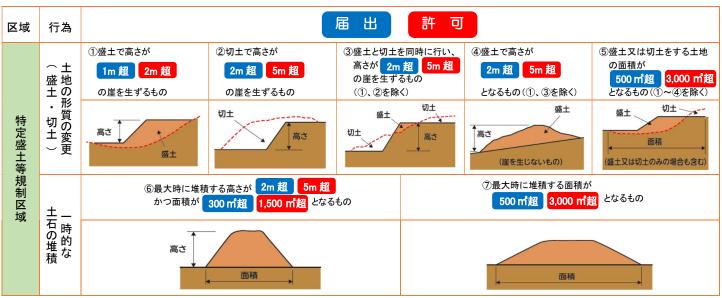
香川県 URL:https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/morido/kankeikitei.html

高松市 URL: https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/toshikeikaku/kyoka/moridokisei.html

### 2 許可又は届出の対象となる盛土等の規模

規制区域内で下記の工事を行う場合は、工事着手前に許可等を受ける必要があります。





※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう

### 3 許可が不要な事業など

- ○開発許可(都市計画法第29条)を受けた事業→盛土規制法では、みなし許可としての扱い
- ○工事の施工に付随して行われる土石の堆積又は工事に使用若しくは発生した土石の堆積
- ○道路、河川などの公共施設用地で行う事業
- 〇採石法、砂利採取法、土地改良法などに基づく事業で、法令等により安全性が担保されており、 災害の発生するおそれがない事業
- 〇農地等において行われる通常の営農行為

# 4 許可申請から工事完了までの流れ

- 〇県との事前相談
- ○土地の所有者、権利者等全員の同意
  - ○周辺住民への事前周知

#### ○許可申請書の提出先は、盛土等を行う所在地の市町の窓□

- ○許可基準への適合
  - 土地の所有者、権利者等全員の同意
- ・ 災害防止のための技術基準への適合
- ・工事主が必要な資力信用を有すること ・工事施行者が必要な能力を有すること
- ◆許可後、県又は高松市が工事主の氏名・土地の所在地等を公表(ホームページ等)

- ○現場での法定標識の掲出
- ○中間検査(工事完了後に確認困難となる特定工程がある場合に限る)
- ◆県又は高松市は、検査合格後、合格証を交付 ⇒○特定工程以降の工事が施行可能
- 〇定期報告(一定規模を超える工事で、工期が3ヶ月を超える場合に限り、3ヶ月ごとに報告)

- ○完了検査(技術基準への適合を検査)
- ◆県又は高松市は、検査合格後、検査済証を交付

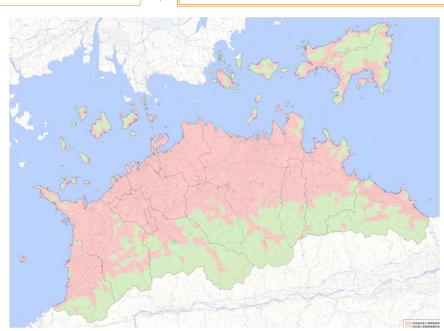


土地所有者は、盛土等が行われた土地 を常時安全な状態に維持することが 義務付けられています。

## 5 規制区域図

- ■宅地造成等工事規制区域 市街地や集落、その周辺の 人家などに危害を及ぼしうる エリア
- ■特定盛土等規制区域

市街地や集落からは離れて いるものの、地形などの条件 から盛土等が行われれば、そ の周辺の人家などに危害を及 ぼしうるエリア



### 6 お問い合わせ先

香川県土木部 建築指導課 開発・盛土規制室

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10

電 話:087-832-3614、3615

FAX: 087-806-0239

E-mail kenchiku@pref.kagawa.lg.ip

#### 【高松市内で盛土等を行う場合はこちら】

高松市都市整備局住宅建築部 建築指導課 盛土規制係

〒760-8571 高松市番町一丁目8-15

電 話:087-839-2488 FAX: 087-839-2452

E-mail kenchikushidou@city.takamatsu.lg.ip